

[illegible]

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 8 月 3 1 日)

○開催日時 令和 4 年 8 月 3 1 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の取下げについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（25名）

会長職務代理者	26番	信	夫	重	勝					
	1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
	4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
	6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
	8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
	10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀		均
	12番	中	村	繁	男	13番	小	島	和	敏
	14番	羽	石	健	一	15番	加	藤		広
	16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
	18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
	20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
	22番	押	田	賢	二	23番	林	花	武	雄
	24番	伊	藤	一	吉	25番	竹		新	吉

○欠席委員（1名） 27番 小 野 榮 一

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

1番 及 川 哲 夫 2番 山 崎 茂

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 1 番 及 川 哲 夫 ⑩

議席 2 番 山 崎 茂 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長代理に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長代理

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長代理）

それでは、ただいまから第 27 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 27 番小野会長です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。1 番及川委員、2 番山崎委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長代理）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 5 件ございます。1 号及び 2 号は農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。3 号から 5 号につきましては、本年 7 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。今後の取扱いについては後の議案第 6 号で提案し御審議

いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、
。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から5号までのあっせん候補者については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、
。あっせん委員、同上。
あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、
。あっせん委員、木幡委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第4号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、
。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第5号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地の、
。あっせん委員、同上。
あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長代理)

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号及び2号は不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは3号から5号までの成立案件につきまして委員の説明を求めます。3号につきましては1番及川委員、4号につきましては14番羽石委員、5号につきましては15番加藤和広委員。それでは3号を及川委員お願いします。

○1番 及川委員

はい。さんですが今年中に営農を辞める予定です。北海道農業公社に全地売却し、土地を借りる人も2人決まっております。よろしくお願いします。

○議長(信夫会長代理)

続きまして、4号を羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。今年の春でさんが離農されて、敷地を除いた全地を保有合理化事業で売買するものです。近隣4軒での調整が付いていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長代理)

続きまして、5号を加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。[]さんの休農に伴い北海道農業公社が一時買取する案件です。借りる人も調整が付いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長代理）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長代理）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は1件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。14番羽石委員お願いします。

○ 1 4 番 羽石委員

はい、説明いたします。先ほどの [] さんの説明の中で北海道農業公社が買入できなかった部分を、一般あっせんで調整したものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長代理）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長代理）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年6月22日開催の第25回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります7月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長代理）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年8月19日に現地調査を行いました。報告内容につきまして、第1号、砂計画高7, 662m³に対して出来高6, 062m³、土計画高8, 382m³に対して出来高0m³。そのほかの事項につきましては申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきまして、13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。8月19日に市川委員、羽石委員、事務局で見えてまいりました。大変きれいに整地されており、特に問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長代理）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長代理)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長(信夫会長代理)

日程5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長代理)

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長代理)

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長代理)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長(信夫会長代理)

日程第6 報告第6号「別海町農用地利用集積計画の取下げについて」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第6号、別海町農用地利用集積計画の取下げについて。令和4年6月23日付別海町告示第142号により公告のあった別海町農用地利用集積計画について、次のとおり取下げの申出があり受理したので報告する。本件は、令和4年6月22日開催の第25回総会で議決された案件のうち1件について、所有権の移転を受ける者、所有権の移転をする者、両名から取下げの申し出があり、受理しておりますので報告いたします。なお、今後の取扱いにつきましては、後の議案第1号及び議案第6号で御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

取下げの申出者、1 [] 番地の []、[] []。2 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。取下げの申出を受けた日、令和4年8月17日。取り下げる農用地利用集積計画の議決日、議案番号及び計画内容、1 議決日、令和4年6月22日。2 議案番号、第25回総会議案第5号。3 計画内容、所有権の移転を受ける者及び所有権の移転をする者については取下げの申出者と同文です。所有権を移転する土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年6月23日。対価 [] 円。対価の支払方法、指定口座に振込。対価の支払期限、令和4年9月30日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。取下げの経緯について、第25回総会で北海道農業公社が [] へ売り渡す内容の農用地利用集積計画を決定し町による公告もされたところですが、[] が労働力の不足から経営状況が悪化しており、本計画に係る農地取得資金の調達が困難になったことから、本計画を取り下げることとなりました。当該農地の今後については北海道農業公社、道東あさひ農業協同組合と協議を行った結果、[] の代表者が構成員である、[] が代わりに売渡しを受ける内容の計画を作成することとなりました。後の議案第1号で [] と北海道農業公社で結ばれている賃貸借の解約、議案第6号で [] へ売渡しの計画決定について御審議いただく予定となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては取下げの報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（信夫会長代理）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本件は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。合意解約成立の日、令和4年8月4日。土地の引渡しの時期、令和4年8月5日。解約の理由、合意解約。

第2号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成29年11月28日から令和4年10月1日。合意解約成立の日、令和4年8月18日。土地の引渡しの時期、令和4年8月18日。解約の理由、合意解約。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 8 議案第 2 号

○議長（信夫会長代理）

日程第 8 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第 16 条第 1 項の規定により当会は別海町長に対し同条第 2 項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 2 件ございます。先の報告第 1 号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1 号及び 2 号は同様の内容となっていますので、一括で御説明させていただきます。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第 1 号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和 4 年 8 月 17 日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（信夫会長代理）

日程第9 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、財務省北海道財務局 釧路財務事務所 所長 佐々木敏広。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 、 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、譲受人の圃場内にある国有地を売却するため申請するものである。譲受人は、圃場内にある国有地を購入するため申請するものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男と全地使用貸借するものである。借人は、母より全地使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては4番市川委員。2号につきましては24番伊藤委員。

○議長（信夫会長代理）

それでは1号につきまして4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい。この件の土地ですが、元は さんがここに開拓者として入ってい

ましたが、その方が離農されて跡地に新規就農で[]さんが入りまして、南9号の道路用地で国有地になっている部分が今まで畑として使われていたため、それを今回財務省から買うという話になっております。実際は畑との境界線はありませんが、防風林と南9号の間に川から施設周りにかけて2反ほど細長く用地が残っていたものであります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

続きまして、2号について24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、説明いたします。今回[]さんが長男であり後継者である[]さんに経営移譲されるということで、全地に40年の使用貸借権を設定するという内容になっております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長代理）

日程第10 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、面積、[]
[]㎡の内[]㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、
ロール置き場外、[]㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、

農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、 番地の
 、 。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい。8月19日に見てまいりました。ここは西側に去年畜産クラスター事業で牛舎が新しく建設され、東側は元あったD型ハウスが解体されてそこにバンカーサイロが建てられていまして、その間のところになります。特に支障はないものと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（信夫会長代理）

日程第11 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 — 外
 筆、 m²の内 m²。契約内容、使用貸借。目的、
砂、土採取。計画内容、砂採取量外、計 m³。転用基準、区分、
農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農

用地。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]
[]番地[]、[]
[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、
[]m²の内[]m²。契約内容、使用貸借。目的、農
家住宅建設。計画内容、住宅外、[]m²。転用基準、区分、1
種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、
農振地。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]
[]番地の[]、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めたいと思います。1号を14番羽石委員。2号を4番市川委員。

1号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明します。8月19日に現場を調査してまいりました。ここは
継続して何年も砂を採取してきている場所です。引き続き採るということ
で問題ないものと見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

続きまして、2号を4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい。[]さんの件ですが、春先にお父さんが不慮の事故で亡くなり、
規模拡大にあたり労働力不足になったために弟さんの[]さんがこの農場に
就農することになりましたので、町道と牛舎の入り口との間にある空き地に
住宅を建設する予定となっております。兄弟でますます頑張っていくという
ことですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは議案第5号につきまして
質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり許可
することに決定します。

◎日程第 1 2 議案第 6 号

○議長（信夫会長代理）

日程第 1 2 議案第 6 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 6 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項により決定を求める。

本案は全部で 6 件ございます。内訳は所有権の移転が 5 件、利用権の設定が 1 件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。所有権の移転の第 1 号から第 3 号までについては報告第 1 号、第 4 号については報告第 2 号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和 4 年 9 月 1 日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 4 年 1 0 月 1 4 日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。所有権の設置をする土地の所有権の移転をする者以外の権原者等、釧路市緑ヶ岡 5 丁目 6 番地 9 号、北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店 電力部長 多田賢一。権原の種類、地役権。

次号から第 3 号までの対価の支払い期限、次号から第 5 号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
 円。

第 3 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、
 円。

第 4 号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
 円。対価の支払い期限、令和 4 年 1 1 月 3 0 日。

第 5 号、所有権の移転を受ける者、 番地、
 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、
 円。対価の支払い期限、令和 4 年 9 月 3 0 日。

続いて、利用権の設定です。

第 1 号、利用権の設定を受ける者、 番地 、
 。利用権を設定する土地、 — 外 筆、計
 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。

設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年9月1日。終期、令和7年8月30日。借賃、年間〇〇〇〇円。借賃の支払いの方法。毎年、10月31日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、加藤和広委員、石毛委員。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から第3号につきましては北海道農業公社の買戻案件、第4号については報告第2号で説明済み、第5号につきましては報告第6号で説明済みですので事務局からの説明のみとさせていただきます。利用権の設定の第1号につきましては調整に当たられた委員の説明を求めます。15番加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この土地は先程議案第1号で合意解約したところです。〇〇〇さんがTMRセンターで難防除雑草駆除の支援を受けていた畑で、今回同じTMRセンターを利用している〇〇〇さんが残りの期間を借りることになりましたのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

議案第6号の委員説明が終わりました。それでは議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第13 議案第7号

○議長（信夫会長代理）

日程第13 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇ー〇〇〇〇外〇〇筆、計〇〇〇〇㎡。利用状況、原野。

所有者、 番地の 、 。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長代理）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。8月19日に市川委員、小島委員と事務局で現場を調査してまいりました。公簿地目は牧場と雑種地になっていますが、現場はうっそうと木が生い茂っていて原野として見てまいりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長代理）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長代理）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長代理）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第27回総会を閉会します。